

## 青森県教育委員会第760回定例会会議録

期 日 平成24年5月9日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 平成二十四年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・  
・・原案決定
- 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について・・・・原案決定

平成24年5月9日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時57分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
中平教育次長、中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
福島委員、清野委員
- ・書記  
大館利章、村上健

## 会 議

### 事務局からの報告

(中村教育次長)

既に報道によりご存知のことと思うが、昨日、県立高等学校講師が「青森県青少年健全育成条例」違反の容疑により逮捕されたところである。

事案の概要は、警察の発表によると、平成24年2月27日、弘前市内のホテルにおいて、県内在住の当時女子高校生に対して、18歳未満であることを知りながら、淫らな行為をしたものである。

本人は、現在警察において取調べ中であるので、現段階での状況把握はできていないが、可能な限りすみやかに事件の事実関係を把握し、厳正に対処して参りたい。

(教育長)

今回の事件が事実とすれば、生徒を指導し守るべき立場にある教員として、絶対にあるまじき行為であると同時に、生徒や保護者の信頼を著しく損ねる行為であり、極めて遺憾である。

今後は、事実関係をできるだけ早急に確認し、厳正に対処して参りたい。

なお、本日、県立学校及び市町村教育委員会に通知を発出し、服務規律の確保の徹底を図って参りたい。

## 議事

### 議案第1号 平成二十四年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(成田学校教育課長)

今年度は、小学校及び中学校の教科用図書の採択はなく、平成25年度において特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校・中学校の特別支援学級で使用する附則第9条図書のみの採択を行うことになっている。

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会は、条例により17名の委員で構成し、毎年選任することになっており、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。

なお、任期については、第1回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成24年5月16日から平成24年8月31日までとしている。

また、委員の名簿は、教科用図書の採択が平成24年8月31日までに終わることになっていることから、9月1日に県教育委員会のホームページにて公表する予定となっている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

採択権者である市町村教育委員会の教育長がそのまま答申者である審議会の委員になることには、矛盾があるのではないか。

(成田学校教育課長)

本日ご審議いただいている「教科用図書選定審議会委員」の中に2名の市町村教育委員会教育長が含まれているが、これは、県全体の教育長代表としての視点から、様々専門的な事項を審議していただきたいと考えたものである。

例えば、各地区で教科書採択が適正かつ円滑に行われるためには、簡潔で明確な採択基準を定めることが必要であり、そのためにも、教育に関する識見や豊富な経験を有する2名の教育長について、引き続き、委員となっていただきたいと考えたものである。

(清野委員)

青森県教育委員会で諮問しているが、この2名の市町村教育委員会教育長は、それぞれの市町村教育委員会においては、教育委員でもある。採択権者でありながら、諮問を受けて答申を出す立場にあるというのは、整合性が確保できないのではないか。

(委員長)

今の議題は、委員を任命するかどうかということであるので、委員の発言は議題の審議に直接関係するものではないが、事務局から何か発言はあるか。

(成田学校教育課長)

教科用図書選定審議会は、都道府県教育委員会の諮問に応じて、教科用図書の採択基準の作成や、選定に必要な資料の作成等について審議することになっているため、教育に関する識見の高い教育長2名を招くことは、適正かつ適切な委員の選定であると思う。

(委員長)

委員の発言は、参考意見ということで。

(清野委員)

意見ではない。選定審議会委員として、教育長を任命することになっているが、私はそこに矛盾を感じるので、採択権者が答申者に含まれるというのは、整合性がとれないと思って発言している。

(教育長)

どのような方を委員に任命するかは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条に規定されており、同条第1項第2号には、市町村教育委員会の教育長も規定されているところである。

選定審議会の主な役割は、市町村の採択地区あるいは市町村教育委員会の教科用図書の選定・採択がスムーズにいくよう、採択基準や参考となるような資料等を作成することであり、採択する側の使い良さという視点も必要である。

(清野委員)

採択の時にそういう知見を発揮すれば良いだけの話である。

例えば、採択権者である教育委員が学識経験者や教育者、保護者など、一般の委員と対等の立場で審議会委員として教科書を検定することは、採択権者である教育委員の権限を相対的に弱くすることになるし、また、教育長はそれぞれの市町村の教育委員会に戻れば、事務方のトップであるから、その方が加わっている審議会で審議したことについて、その教育委員会で云々できるかということに危惧するところである。

(委員長)

それでは、皆さんの意見を伺いたいと思う。

(福島委員)

教育長といっても、県全体を代表する立場で入っているわけであるから、必ずしも、清野委員のような理解をする必要はないと思う。

(島委員)

選定審議会の委員は、自分のところに適しているかどうかではなく、県全体の視点で参加していると思うので、私は矛盾は感じない。

(高橋委員)

市町村教育委員会の教育長が全員入っているわけでもないし、一般的な意見を述べるといふことであるから、私も、何ら異論はない。

(委員長)

法律の中でも、委員として市町村教育委員会の教育長を謳っているのに、法律にも違反していないし、仮に、恣意的なことをするような人物であれば、教育長としても失格であると思うので、私も今までどおりでいいと思う。

というわけで、採択するまでもなく、議案第1号は原案どおり決定してよろしいか。

(清野委員)

私は反対である。

(委員長)

それ以外で、異論はないか。

(福島委員、島委員、高橋委員)

なし。

(委員長)

賛成多数ということで、議案第1号は原案どおり決定する。

## 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(中野生涯学習課長)

図書館法及び青森県立図書館協議会設置条例により設置している青森県立図書館協議会の委員の任期が、平成24年5月12日で満了となるので、新たに10名の委員を任命するものである。

委員は、青森県立図書館協議会設置条例第2条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとされている。

学校教育関係者として、山谷文孝氏、吉田珠美氏の2名、社会教育関係者として、前田敏子氏、和田均氏の2名である。家庭教育の向上に資する活動を行う者として、小川千恵氏である。学識経験者として、南谷毅氏、工藤眞一郎氏、生島美和氏、竹内志保氏、佐藤譲氏の5名である。学識経験者のうち、竹内志保氏、佐藤譲氏の2名は、公募によって選考した委員である。また、委員のうち、社会教育関係者の前田敏子氏と家庭教育の向上に資する活動を行う者の小川千恵氏の2名が再任で、その他の委員は新任となっている。

なお、委員の任期は、平成24年5月13日から平成26年5月12日までの2年間である。

(清野委員)

図書館協議会の権限と責任について説明願う。

(中野生涯学習課長)

図書館協議会は、図書館法により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とされている。

図書館協議会からは、平成20年度には、大学等との連携や県立図書館から借りた本を地元の市町村立図書館に返却することができるようにすべきだとの意見をいただき、平成21年度からサービスを開始している。平成22年度から平成23年度にわたっては、図書館ボランティア導入に関する意見をいただき、今年度からボランティアの導入を実現している。

(清野委員)

仕事の内容は了解した。どういう権限があるのか。

(中野生涯学習課長)

図書館協議会は、館長の諮問に応じ、また、図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関とされている。学校教育、社会教育、家庭教育の立場の方から広く委員を決めており、それぞれの立場から意見を頂戴する。それらの意見を踏まえて、県立図書館においてどのようなサービスをどう実施するかは、県立図書館の責任で決定することとなる。

(清野委員)

そうすると、意見は述べるが、権限はない組織ということになるのか。

(中野生涯学習課長)

権限としては、意見を述べるということである。

(教育長)

権限がないのではなく、権限の内容が今、生涯学習課長が説明したとおりのことである。

(清野委員)

どういうことか。

(教育長)

そのとおりである。

(清野委員)

私が尋ねる「権限」という言葉の意味は、意見を述べたことに対して、検証して、進んでいなかったら、指摘することができるのかという意味である。今の説明だと、意見を述べるだけであるということであるが、そのどこが権限なのか。

(中村教育次長)

意見を出したものが、意見どおりになっていない場合は、また次の機会に意見を言うことができる。

(清野委員)

意見を述べるのが権限という理解で良いか。

(中村教育次長)

図書館法では、館長に対して諮問に応じたり、意見を述べる機関となっているので、その範囲で活動していただくことになる。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

(岡田文化財保護課長)

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の任期が、平成24年5月12日をもって満了することになるので、美濃又治次氏ほか3名を再任するものである。

なお、委員の任期は、平成24年5月13日から平成26年5月12日までの2年間である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。